

## 令和8年度 一斉清掃 実施要領

一斉清掃は、町内会等の地域で組織される団体が本市の排水路及び道路側溝（以下「水路等」という。）を自発的かつ一斉に清掃を行うことで、水路等の適切な機能維持を図ることを目的としています。

本市では、この一斉清掃に関し、報奨金の交付や清掃道具の貸出しなどの支援を行っています。

### 1 実施日と実施地区

実施日	地区名			
5月10日（日）	加茂地区 応神地区 南井上地区	加茂名地区 川内地区 北井上地区	多家良地区 上八万地区	不動地区 入田地区
5月24日（日）	内町地区 西富田地区 沖洲地区 国府地区	新町地区 渭北地区 津田地区	昭和地区 渭東地区 八万地区	東富田地区 佐古地区 勝占地区

※ 上記実施日での一斉清掃が困難な場合は、5月1日から5月31日までの別の日に一斉清掃を実施していただいても差し支えありません。

### 2 対象団体

一斉清掃を実施する、町内会等の地域の住民で組織される団体です。

### 3 実施対象

本市が管理する水路等（市営住宅内の水路等は除く）での清掃活動です。  
国や県が管理している水路等や私有の水路等での清掃活動は対象外となります。

### 4 報奨金

一斉清掃参加者1人につき200円を報奨金として交付します。

### 5 報奨金の請求期間

報奨金の請求期間は一斉清掃を終了した日から1か月以内です。  
請求が遅れた場合は、報奨金の交付ができないことがあります。

### 6 報奨金の返還

団体が偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたことが判明した場合は、報奨金の一部、又は全部の返還を求める場合があります。

## 7 お願いしたい事項

- (1) 清掃作業を行う際は、通行の妨げにならないよう十分ご配慮ください。
- (2) 水路等から引き揚げた汚泥及び回収されたごみ（以下「汚泥等」という。）の集積場所等の清潔の保持に努めてください。
- (3) 汚泥等とは、清掃時に支障がある水路周辺の樹木の枝葉、法面の草を切り落として出たごみ及び除草して出たごみも含まれます。
- (4) 水路等の汚泥等以外の一般家庭ごみ及び粗大ごみ等が集積された場合には、団体の責任において処分をお願いします。
- (5) 団体で引き揚げた汚泥と回収されたごみとを区別してください。
- (6) 引き揚げた汚泥等を通行の妨げにならない場所に集めてください。
- (7) 汚泥等の収集を希望する場合は、汚泥等の置き場所を位置図に記入し、一斉清掃の実施前か実施後すみやかに、各地区のコミュニティ協議会、コミュニティ連合会、まち(街)づくり協議会連合協議会、各種団体連、絡協議会（以下「コミセン」という。）または河川水路課まで提出してください。
- (8) 汚泥等の収集については、水切りの時間が必要なため、1～2日おいて収集します。
- (9) この実施要領は、汚泥等を対象とするものです。これ以外の一般家庭ごみ、粗大ごみは収集できません。

## 8 道具の貸出

前掲1の実施日（5／10又は5／24）に一斉清掃を行う場合は、一斉清掃参加団体に対して、蓋上機やスコップ等の貸出を行います。

なお、道具の貸出数には限度があるため、河川水路課までお申込み後、調整する場合があります。

- (1) 事前に道具の貸出申込を河川水路課までご連絡ください。

（621-5308・5309）

なお、道具貸出の申込期限は次のとおりです。

（実施日）5月10日は、（申込期限）5月 1日（金）17時まで

（実施日）5月24日は、（申込期限）5月15日（金）17時まで

- (2) 配達希望場所に道具を配達します。実施日前に配達しますが、配達日の指定はできません。

また、道具の配達場所について、目の届かないような盗難に遭いやすい場所の指定は避けてください。

- (3) 清掃終了後、道具の回収をします。貸し出した道具は、配達された場所に配達時の状態でお戻しくください。

## 9 傷害保険

一斉清掃の実施にあたっては、傷害保険に加入しています。

作業時にケガ又は事故が発生した場合は、ただちに河川水路課までご連絡下さい。

（621-5308・5309）

## 10 提出書類

一斉清掃終了後、速やかに以下の書類の提出をお願いします。

① 一斉清掃報奨金申請書（様式第1号）

② 一斉清掃参加者名簿（様式第2号）

個人の住所、氏名を記入してください。氏だけの記入や住所に番地の記入がないものは報奨金の交付ができない場合があります。

③ 報奨金請求書（様式第3号）

申請受付後、1か月程度で指定された口座に振り込みます。

報奨金請求書の記入例を参考にしてください。

スタンプ印（シャチハタ等）不可です。

朱肉を付けるタイプの認め印をお願いします。

修正液、修正テープは使用不可です。

④ 通帳等の写し

振込先金融機関等を確認するために必要です。

表紙をめくったページに表記されている、口座番号の記載がある箇所を写しを添付してください。

⑤ 位置図

地図等に、一斉清掃の作業場所の記入をしてください。

なお、汚泥等の収集を希望する場合は、これらの書類に先んじて、汚泥等の置き場所を記入した位置図を一斉清掃の実施前か実施後すみやかに、コミセンまたは河川水路課まで提出してください。（2ページ7-(7)再掲）

## 11 提出先

提出書類（様式第1号～様式第3号、通帳等の写し、位置図）5種類を記入・用意のうえ、清掃後1か月以内に、各地区のコミセンまたは河川水路課まで提出をお願いします。

## 12 その他

申請書類一式については、徳島市のホームページにも掲載していますので、ダウンロードしていただくことも可能です。

ホームページアドレス

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp>



お問い合わせ

徳島市役所 都市建設部 河川水路課

管理係・維持係 TEL 088-621-5308・5309